

令和元年6月18日  
改訂令和5年12月1日  
豊橋河川事務所  
総務課

## 豊橋河川事務所X（旧ツイッター）運用ポリシー

### 1. 目的

本ポリシーは、豊橋河川事務所が取得した公式Xアカウントの運用に関する事項を定めるこ  
とを目的とする

### 2. 基本ポリシー

本アカウントの運用は、豊橋河川事務所が管理する豊川、矢作川の防災情報及び行政情報等  
を発信することを通じ、利用者の利便性を高めると共に、当事務所の業務について理解を深め  
ていただくことを目的とする。

### 3. 運用方法

公式Xの運営主体は豊橋河川事務所、アカウントの管理は総務課とし、以下のとおり運用す  
ることとする。

#### （1）発信する情報

- ア 出水時における豊川・矢作川の防災情報
- イ 震災時における管理施設の被災状況などの防災情報
- ウ 豊橋河川事務所の記者発表の情報や河川事業の実施状況等に関する情報
- エ その他、豊橋河川事務所が必要と判断した行政情報

#### （2）発信する文章の作成担当

ポストする文章は、豊橋河川事務所公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）  
に掲載する情報を担当する所管課が作成する。

#### （3）発信にあたっての留意点

- ア 誤解を与えない、わかりやすく簡素な情報発信とする。
- イ 信頼性が担保できない情報は発信しない。

#### （4）発信手順

情報の発信にあたっては、事務所長あるいは代行する者の確認を得た上、適時公式アカウ  
ントでポストする。

#### （5）他アカウントのフォロー等

公式Xアカウントは、原則として情報発信を行うものとし、個人アカウントへのフォロー  
やリプライ、リポストは行わないものとする。

ただし、公式アカウントが確認できる公共機関又はこれに準ずる機関へのフォローやリポ  
ストは、行うことがある。

#### （6）なりすまし防止

なりすましによる誤情報の流布の防止のため、公式Xのプロフィールに公式ホームページ  
のリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、Xのユーザーネームを事務所

ホームページ上に明示する。

なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(7) 利用の促進

豊橋河川事務所は、利用者の信頼性向上のため「公共機関アカウント」に登録する。

(8) ポストに記載するリンク先

ポストに記載するリンク先は、他機関の所有する防災情報等を引用する場合を除き、原則豊橋河川事務所ホームページとする。

(9) 状況の監視

PCからアクセスするX画面の状況について異常がないか、適時確認を行う。

4. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式Xアカウントにより発信し、周知する。

5. その他

情報発信については、平成25年5月1日付 内閣官房情報セキュリティセンター事務連絡「政府機関におけるソーシャルメディアの利用に係る情報セキュリティー対策等について（注意喚起）」に基づき、運営する。

Xの利用について、なんらかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。